

平成23年第3回（10月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 日（10月20日）	
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	4
職務のため出席した事務局職員	4
開 会	5
開 議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
議会運営委員長の報告	5
会期の決定	6
諸報告	7
一般質問	8
3番 中 島 清 議員	8
13番 杉 田 しのぶ 議員	12
9番 高 橋 節 子 議員	18
管理者提出議案の上程及び説明	24
議案第5号の説明、質疑、討論、採決	26
議案第6号の説明、質疑、討論、採決	27
議案第7号の説明、質疑、討論、採決	29
議案第8号の説明、質疑、討論、採決	30
議案第9号の説明、質疑、討論、採決	33
議会行政視察研修の実施について	35
閉会中の継続審査の件	35
管理者あいさつ	36
閉 会	36

埼玉中部環境保全組合告示第5号

平成23年第3回（10月）埼玉中部環境保全組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成23年10月11日

埼玉中部環境保全組合 管理者 新 井 保 美

1 期 日 平成23年10月20日（木）午前9時

2 場 所 埼玉中部環境センター 4階 会議室

3 附議事件

- 1 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて
- 2 議案第6号 埼玉中部環境保全組合個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 3 議案第7号 埼玉中部環境保全組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例
- 4 議案第8号 平成23年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）
- 5 議案第9号 平成22年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 3 名)

1 番	潮 田 幸 子	議 員	2 番	金 澤 孝 太 郎	議 員
3 番	中 島 清	議 員	5 番	中 野 昭	議 員
6 番	岡 田 恒 雄	議 員	7 番	渡 邊 良 太	議 員
8 番	現 王 園 孝 昭	議 員	9 番	高 橋 節 子	議 員
1 0 番	福 島 忠 夫	議 員	1 1 番	神 田 隆	議 員
1 2 番	荻 野 勇	議 員	1 3 番	杉 田 し の ぶ	議 員
1 4 番	内 野 正 美	議 員			

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成23年第3回（10月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録

○議事日程 第1号

平成23年10月20日（木曜日） 午前9時開会

開会及び開議

- 第1 議事日程の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議会運営委員長の報告
- 第4 会期の決定
- 第5 諸報告
- 第6 一般質問
- 第7 管理者提出議案の上程及び説明
- 第8 議案第5号の説明、質疑、討論、採決
- 第9 議案第6号の説明、質疑、討論、採決
- 第10 議案第7号の説明、質疑、討論、採決
- 第11 議案第8号の説明、質疑、討論、採決
- 第12 議案第9号の説明、質疑、討論、採決
- 第13 議会行政視察研修の実施について
- 第14 閉会中の継続審査の件

閉 会

○出席議員（13名）

1番	潮田幸子	議員	2番	金澤孝太郎	議員
3番	中島清	議員	5番	中野昭	議員
6番	岡田恒雄	議員	7番	渡邊良太	議員
8番	現王園孝昭	議員	9番	高橋節子	議員
10番	福島忠夫	議員	11番	神田隆	議員
12番	荻野勇	議員	13番	杉田しのぶ	議員
14番	内野正美	議員			

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	新井保美君
副管理者	原口和久君
副管理者	石津賢治君
代表監査委員	白津吉英君
会計管理者	江中安秋君
事務局長	原勇君
事務局次長	新井久夫君
総務課長	成井治久君
施設課長	水村清君

○職務のため出席した事務局職員

書記	篠原亮
----	-----

◎開会の宣告

(午前 9時07分)

○岡田恒雄議長 ただいまから平成23年第3回(10月)埼玉中部環境保全組合議会定例会を開会いたします。

出席議員は13名ですので、定足数に達しております。よって、本議会は成立をいたします。
なお、説明者として関係者の出席を求めていますので、よろしくお願いを申し上げます。

◎開議の宣告

○岡田恒雄議長 これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○岡田恒雄議長 日程第1、本日の議事日程につきましては、お手元に配付してございますので、ご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○岡田恒雄議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、5番、中野昭議員、7番、渡邊良太議員、8番、現王園孝昭議員を指名いたします。

◎議会運営委員長の報告

○岡田恒雄議長 日程第3、議会運営委員長の報告を行います。

去る10月11日及び本日午前8時30分より議会運営委員会が開かれておりますので、委員長より結果の報告をお願いいたします。

中野議会運営委員長。

○中野 昭議会運営委員長 改めまして、おはようございます。議長の命により、日程第3、議会運営委員長の報告を申し上げます。

10月11日午前9時30分から、当センターにおきまして議会運営委員会を開催し、本日の議会日程等について協議をいたしました。皆様のお手元に配付してございます議事日程表について順次ご説明を申し上げます。

日程第4、会期の決定につきましては、本日1日限りといたします。

日程第5、諸報告、管理者諸報告であります。

日程第6、一般質問ですが、通告者は3名であります。なお、質問は再質問、再々質問の3回ということで、時間としては1時間以内ということをお申し合わせしておりますので、よろしくお願いを

申し上げます。

日程第7、管理者提出議案の上程及び説明。

日程第8、議案第5号 専決処分承認を定めることについて。

日程第9、議案第6号 埼玉中部環境保全組合個人情報保護条例の一部を改正する条例。

日程第10、議案第7号 埼玉中部環境保全組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例。

日程第11、議案第8号 平成23年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）。

日程第12、議案第9号 平成22年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について。

日程第13、議会行政視察研修の実施について。

日程第14、閉会中の継続審査の件。

以上であります。

次に、日程第7、管理者提出議案の上程及び説明の後、日程第12、議案第9号 平成22年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について、白津代表監査委員より、決算監査報告がございます。その後休憩をとりまして、全員協議会を開催することに決定をいたしましたので、よろしく願いを申し上げます。

そのほか、議会行政視察研修について、それから組合表彰についてなどの協議をいたしました。

また、昼食につきましては、これまでどおり用意をしないということもあわせて決定しておりますので、報告をいたします。

なお、10月11日の議会運営委員会以降に、議案の内容に誤りが発見されましたので、本日午前8時30分から議会運営委員会を開催し、議案第6号及び議案第8号について再協議を行いました。既に配付いたしました議案のとおりでございますので、ご了承願います。

また、岡田議長より、定例会終了後、新施設建設検討委員会の進捗状況や課題について報告するため、全員協議会開催の申し出があり、了承をされました。

以上、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○岡田恒雄議長 ありがとうございます。

◎会期の決定

○岡田恒雄議長 日程第4、会期の決定につきましては、中野議会運営委員長の報告のとおり、10月20日本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定をいたしました。

◎諸報告

○岡田恒雄議長 日程第5、諸報告を行います。

管理者から5月定例会以降の報告を求められておりますので、その報告をお願いいたします。

新井管理者。

○新井保美管理者 本日ここに、平成23年第3回埼玉中部環境保全組合議会定例会をお願い申しあげましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともにご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、議長さんのお許しをいただきましたので、本年5月定例議会以降の運転状況及び事務の執行状況につきましてご報告申し上げます。

お手元に配付させていただきました平成23年4月から9月までの上期の運転状況について申し上げます。

管内の搬入ごみ量は、可燃ごみ1万8,906.34トン、粗大ごみ676.71トン、合計1万9,583.05トンであり、昨年度と比較いたしますと、可燃ごみ89.05トンの減、粗大ごみ20.25トンの増、合計68.8トンの減でありました。

なお、ほかに小川地区衛生組合からの受託ごみ751.4トンの可燃ごみを処理しております。

次に、灰の処分につきましては、合計2,192.74トンをセメント原料として処理委託をしております。

また、今年度のダイオキシン類調査結果につきましては、基準値は5ナノグラム以下でございますが、1号炉0.01ナノグラム、2号炉0.0041ナノグラム、3号炉0.003ナノグラムとなっており、それぞれ基準値を大きく下回る良好な結果であります。

次に、放射性物質につきましては、6月から毎月測定を実施しており、ホームページでもお知らせしておりますが、直近の採取は9月5日で、焼却灰とばいじんについて、ヨウ素131はそれぞれ不検出でありました。セシウム134及びセシウム137の合計は、焼却灰が1キログラム当たり380ベクレル、ばいじんが1キログラム当たり2,080ベクレルでありました。一般的な埋め立て基準の値となっている8,000ベクレルを大きく下回っており、太平洋セメント株式会社への搬入につきましては、問題となることはございません。

次に、施設の運転管理につきましては、良好な運転管理業務を継続しており、点検整備等につきましても、現在順調に点検作業が進んでおります。

次に、第2期大間処分場につきましては、フロートバイオシステムが順調に稼働しており、廃止基準の一つの基準でありますBODの数値は良好な結果となっております。しかしながら、原水のpH（水素イオン濃度）が高いことから、希硫酸による中和を行っておりますが、基準値の5.8ないし8.6に対して直近の調査結果は11.6であり、依然高い状況であります。今後も埼玉県の出発部の指導を受けながら、早期廃止に向けて努力してまいります。

次に、新施設建設検討委員会につきましては、第2回検討委員会が6月1日に開催され、「広域化について」、「建設候補地について」の協議検討がなされております。

7月28日には11市町村の副市町村長による会議を開催し、広域化に参加要望のある8市町村に対して広域化の枠組みや建設候補地についての意見聴取が行われ、8月17日の第3回検討委員会で、これらの意見をもとに、第2回に引き続き「広域化について」、「建設候補地について」の協議検討がなされております。

第4回は9月30日に県内の「川越市資源化センター」、「東埼玉資源環境組合第一工場」の2施設の視察研修を行っており、私も参加させていただきました。川越市資源化センターは、埼玉県内最新のごみ処理施設で、流動床式ガス化溶融炉、1日当たりの処理能力は265トンであります。また、東埼玉資源環境組合第一工場は、県内最大規模のごみ処理施設で、ストーカ炉、1日当たりの処理能力は800トンであり、同組合では現在草加市にごみ処理施設の第二工場を計画中であります。

次に、9月16日に行田市の環境経済部長、環境課長が当組合に工藤市長からの申し入れ文書を持って来られ、その内容は「埼玉中部環境保全組合への参加について」と題して、「本市の可燃ごみの処理については、鴻巣市と一部事務組合により彩北広域清掃組合において処理を行っており、また、不燃ごみの処理については、本市単独で粗大ごみ処理場において処理を行っております。現在、両施設とも稼働から25年以上経ち、今後のごみ処理のあり方について、広域化の検討を行っているところでございます。つきましては、今後のごみ処理については、第2次埼玉県ごみ処理広域化計画を踏まえ、2市1町で行っている埼玉中部環境保全組合との新たな枠組みで、共同処理する施設の建設に参画させていただきたく申し入れをいたします」というものでございましたので、ご報告申し上げます。

結びに、今後ともより健全な財政運営に努めますとともに、安全な施設運営に努めてまいりますので、議員皆様の一層のご指導、ご協力をお願い申し上げます。諸報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○岡田恒雄議長 管理者の諸報告が終わりました。

◎一般質問

○岡田恒雄議長 日程第6、一般質問を行います。

質問通告者は3名であります。質問及び答弁は簡潔にお願いいたします。

1番目の通告者、中島清議員の質問を許可いたします。

中島清議員。

○3番 中島 清議員 おはようございます。議席番号3番、中島でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

1、東日本大震災の影響について。(1)、計画停電と節電の対応について。3月11日、マグニチ

ユード9という未曾有の大地震が東日本を襲い、高さ10メートルをはるかに超える大津波にも襲われ、人命はもとより、原子力発電所までも倒壊しました。それに伴い、東京電力福島第一原発1号機建屋は水素爆発を起こし、発電能力を失いました。その結果、電力需要に追いつけないと心配され、3月15日から計画停電が始まり、3月28日までの間、合計8回を数えました。その影響で、生命にかかわる医療機関、日常市民生活にかかわりの深い公的な機関や市民の足となる交通機関など、大変な混乱を招きました。日常何不自由なく恵まれた生活を送っている私たちにとって、ろうそく一本の光で過ごした数時間は決して忘れることのできない経験となったに違いありません。ふだん便利な世の中になった現代社会の恩恵をごく当たり前前に享受している私たちは、感謝の気持ちを持つとともに、今回の事態を真摯に受けとめなければなりません。今後は、被災地の皆さんが一日も早く元気な笑顔を取り戻すことと復旧復興されますことを願いつつ、節電に努めてまいりたいと思います。そこで、次の質問をいたします。

ア、計画停電の際の時間帯と時間数は。

イ、発電機は何基あるのか。また、能力と焼却に影響はなかったのか。

ウ、その際の作業員の増はどうか。

エ、粗大ごみの破碎処理に影響はどうだったのかについて伺います。

次に、大きな2番、台風の影響について。(1)、台風時の停電の対応について。台風12号は沖縄方面に長く居座り、日本全土に大雨による大変な被害をもたらしました。特に紀伊半島3県、和歌山、三重、奈良での山間部の被害の痕跡は生々しく、復旧に手を差し伸べられたやさき、またしても9月21日に台風15号が来襲しました。静岡県浜松市付近に上陸後、そのまま北上を続け、埼玉県は秩父地方を通過したように報道されましたが、道路の通行どめや、JR、私鉄などの一部で全線がストップし、混乱を招きました。県消防防災課に問い合わせしたところ、広範囲にわたって停電になったところがあり、それによりますと、さいたま市南区約3,300世帯、中央区約1,700世帯、見沼区約700世帯、緑区約300世帯、秩父市では約1,100世帯、横瀬町では約200世帯が停電となり、不安な夜を過ごしたとのことであります。吉見町は幸いにも停電にならずに済みましたが、今後のことを考えますと、不安になります。今、地球全体温暖化が進んでおります。浅学な私の考えでございりますが、温暖化がさらに進むと、海水温が上昇し、台風のシーズンも長くなり、大型台風が幾つも発生することが予想されます。これが杞憂であれば幸いです、次の質問をいたします。

ア、過去にこのような例はなかったのか。

イ、有事に備えての訓練はしているのか。

ウ、夜間に直撃という情報があったとき、職員配置はどうか。

以上について伺います。再質問は自席にて行います。

○岡田恒雄議長 1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

新井管理者。

○新井保美管理者 それでは、中島議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

計画停電と節電の対応について、まず計画停電の時間帯と時間数についてでございますが、3月16日から23日の8日間でございますが、当組合が属する区域につきましては、そのうち5日間、計画停電が実施されました。停電時間帯は、3月16日が6時44分から9時40分、17日は18時43分から21時47分、18日は15時44分から18時33分、22日は18時43分から20時50分、23日は15時45分から18時37分で、停電時間は1日約3時間でございます。

次に、節電についてでございますが、契約電力500キロワット以上の需要施設が、経済産業省から電気事業法第27条に基づく電力使用制限の対象となりまして、当センターも契約電力が900キロワットでございますので対象施設となり、昨年同時期の最大使用電力量の15%を抑制することを義務づけられております。節電は、7月1日から9月9日まで要請されました。節電の時間帯及び時間数は、9時から20時までの11時間が対象でございます。当施設の使用電力量の推計を行いましたところ、通常の勤務体制では節電条件の15%の抑制をクリアするのは相当困難なことございましたので、電力削減対策マニュアルを策定し、委託会社の全職員に対し、マニュアルに基づいて節電対策の説明会を開催し、協力をお願いしたところでございます。

当組合に課せられました15%を削減するために、破碎施設は運転を通常9時から行っておりますけれども、7月1日から委託会社の破碎担当職員3名に通常勤務2時間前の6時30分から早出の勤務をしていただき、破碎処理を節電対象時間の9時までに終了するようにお願いいたしました。また、エアコンの設定温度を上げ、建屋内及び屋外灯の照明を極力消すなどの節電に取り組んだものでございます。

次に、発電機は何基あるか、また能力と焼却に影響はなかったのかのお尋ねでございますが、非常用として出力160キロワットのディーゼル発電機を1基設置しております。発電機は、事務所及び施設内の一部の照明の電力に使用するものでございまして、施設の通常運転を継続して行うことができるような能力はございません。そのため、3時間の計画停電では、1時間前から燃焼温度約900度を300度から400度に下げまして、焼却炉内でごみをいぶす状態にいたしまして、この間の焼却は一時停止状態になっております。電気が回復しました後は、1時間をかけて燃焼温度を約900度まで上げ、通常運転に復旧すると、こういう対応をまいりました。

次に、その際の作業員の増はどうかというお尋ねでございますが、計画停電の時間帯が勤務時間外になった日は、組合職員を1名、委託会社の職員は6名ないし7名に勤務の延長をお願いいたしましたけれども、節電時の増員はいたしておりません。

次に、粗大ごみの破碎処理に影響はどうだったのかについてでございますが、計画停電では停電の時間帯が事前に決められておりましたので、通常勤務時間内にできない日もございましたが、先ほど申し上げましたように、業務そのものには支障はございませんでした。

次に、台風時の停電の対応についてでございますが、過去にこのような例があったかどうかということにつきましては、供用開始以来27年を経過してはいますが、この間、台風による停電はございませんでした。

次に、有事に備えての訓練につきましては、停電発生時のマニュアルを策定しておりまして、突発的な停電を想定した訓練は、毎年これを実施しているところでございます。

次に、夜間に直撃という情報があったときの職員配置でございますが、当施設で想定される支障は停電でございます。その事態に十分対応できるよう職員を配置し、直近では去る9月21日の台風15号の際にも万全の態勢をとったところでございます。

以上でございます。

○岡田恒雄議長 1回目の答弁が終わりました。

中島清議員。

○3番 中島 清議員 それでは、再質問を2点ほど行います。

東日本大震災による計画停電の対応では、焼却業務に今までに例のない作業が行われていたことや、また節電の対応では粗大ごみの処理を早朝出勤されて対応していた実情がわかりました。中部環境では大変なご苦労をなされていたこともわかり、敬意を表するところでございます。このようなことから、当センターでのごみ処理業務がとまることなく運転されていたことも再認識いたしました。

節電の対応では、15%を抑制するための電力削減対策マニュアルを策定されたとの答弁がございましたけれども、詳細について伺います。

また、粗大ごみの破碎処理については、大きな影響はなかったが、節電期間は破碎処理の運転を変更されたとの答弁でしたが、運転を変更された日数はどのくらいであったのか伺いたいと思います。

○岡田恒雄議長 2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

原事務局長。

○原 勇事務局長 1点目のマニュアルの策定された、その詳細についてという再質問でございますが、お答えいたします。

当センターの契約電力は900キロワットであり、昨年同時期の最大使用電力量は816キロワットアワーでございました。その中から15%削減ということで課せられましたので、694キロワットが当センターに課せられた節電であります。焼却炉運転と破碎処理を行うと131キロワットを超える試算をいたしました。対応策として、694キロワットを絶対超えないためには、破碎機の運転を7月から制限対象時間午前9時までに終了させることが最善と考えましたので、早期運転を実施したわけでございます。

また、使用電力が大きいポンプ、送風機などの機械についても、できる限り午前9時までに運転を心がけました。なお、ごみクレーンは、ごみ焼却に欠かせない機械ですので、制限対象時間内の操作回数を最小限にするなどの電力削減対策マニュアルを策定いたしましたところでございます。

次に、2点目の節電中の破碎処理の運転の日数につきましてのご質問でございますが、7月1日から電力削減対策マニュアルに基づき、7月が10日、8月が12日、9月は3日で、合計25日間でございます。

以上でございます。

○岡田恒雄議長 2回目の答弁が終わりました。

中島清議員。

○3番 中島 清議員 今の答弁でわかりました。質問ではございませんけれども、今後も事故のないように気をつけてお願いしたいと思います。

○岡田恒雄議長 以上で中島議員の質問は終了いたしました。

2番目の通告者、杉田しのぶ議員の質問を許可いたします。

杉田しのぶ議員。

○13番 杉田しのぶ議員 改めまして、皆さんおはようございます。吉見町議会選出の杉田しのぶでございます。それでは、通告順に従いまして一般質問をさせていただきたいと思っております。

件名1といたしまして、被災地の瓦れきの受け入れについてお伺いしたいと思います。8月8日号の週刊誌「AERA」で、東日本大震災で被災した被災地の瓦れきの処分について、受け入れを可能とした自治体名や一部事務組合名が公表されておりました。当組合もこの中に入っておりますけれども、実情についてはどうなのかお伺いしたいと思います。

次に、件名2といたしまして、新施設建設検討委員会についてお伺いしたいと思います。ホームページから新施設建設検討委員会の情報を見ますと、第1回で今後の予定について協議がされております。また、第2回では広域化について、建設候補地についての協議も行われておりますけれども、今後のスケジュールと情報提供についてどのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

再質問は自席にて行わせていただきますので、よろしく願いいたします。

○岡田恒雄議長 1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

新井管理者。

○新井保美管理者 それでは、杉田議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

まず、被災地の瓦れきの受け入れについてでございますが、これにつきましては、4月8日付で環境省災害廃棄物対策特別本部から、東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理体制の構築に関する調査について埼玉県に依頼がございまして、4月11日に県資源循環推進課を通じまして調

査の依頼がございました。当センターは、焼却処理が可能な条件を4月13日に回答したところでございます。管内の発生したごみを処理した上で、さらに受け入れできる量といたしましては、可燃ごみは1日20トン、年間最大2,000トン、粗大ごみは1日5トン、年間最大250トンという回答をしたところでございます。

なお、今後国や県から要請があった場合に、これは受け入れの要請があった場合ということでございますが、被災地のごみの状況を考慮いたしますと、地元住民の理解を得ることが前提となると、このように考えております。

次に、新施設建設検討委員会のスケジュールと情報提供についてでございますが、先ほども申し上げましたが、新施設建設検討委員会では、9月までに視察を含めまして4回の会議を開催し、広域化及び建設候補地について協議検討を進めていただいております。

今後のスケジュールにつきましては、現在新施設建設検討委員会で検討いただいております広域化及び建設候補地の選定、これは特に重要で微妙な課題でございますので、時間のかかることが予想されているところでございます。今後のスケジュールにつきましては、現時点では具体的に申し上げることができませんけれども、現在の施設は建設から27年を経過しておりまして、老朽化が進んでいる状況でございますので、委員の皆様方には、いろいろ困難な課題もございませぬけれども、任期の2年間で方向性を見出していただきまして、できるだけ早い時期に答申をいただきたいというふうに考えております。

また、今後の情報提供につきましては、新施設建設検討委員会の進捗状況を議会に報告させていただきますとともに、住民の皆様に対しましてはホームページ及び組合広報紙で情報の提供をまいります。

以上でございます。

○岡田恒雄議長 1回目の答弁が終わりました。

杉田議員。

○13番 杉田しのぶ議員 それでは次に、被災地の瓦れきの受け入れの関係なのですけれども、今回このような質問をいたしましたのは、福島第一原発の事故によって放出をされました放射性物質で高濃度に汚染された瓦れきも含めて受け入れをする自治体、一部事務組合の中に当組合が入っていたということからこのような質問をさせていただきました。現在もホームページ上では、週刊AERAの情報をもとに放射能汚染瓦れき受け入れ表明自治体（団体）としての情報が幾つも流れているのですね、ホームページの中で。しかし、事務局で確認を先日させていただいたのですけれども、これは先ほど管理者の答弁で、調査依頼があったと、回答したという答弁もあったのですけれども、高濃度に汚染をされた瓦れきの受け入れという形ではないというふうに確認を先日事務局でしたのですが、です。今ホームページ上に流れている情報というのは誤った情報であるというふうに思います。現状ではそうした形で誤った情報しか発信をされていないという状況ですので、

当組合のホームページ、よくある質問というような形のコーナーであったかと思うのですが、例えばそういう中に、被災地の瓦れきの受け入れについての現状を載せていただいて住民の不安を取り除くということをしていただけないかどうかということをお願いしたいというふうに思います。

次に、2点目の質問なのですが、新施設建設検討委員会について、スケジュールと情報提供について今ご答弁いただきましたけれども、まず今後のスケジュールについてなのですが、新施設建設検討委員会の委員さんの任期である2年を目安に、できるだけ早く方向性を出していただきたいという答弁をいただきましたけれども、確かに施設の老朽化も年々進んでおりますし、できるだけ早い時期に結論が出されるのが望ましいのであろうというふうに私も思います。特に建設候補地の問題、この案件については、私もかなりの時間を費やすのではないかとこのように思っておりますけれども、検討委員会を重ねてもなかなか答えが出せずに、決まらずにということが考えられるわけです。ですので、2年ということももちろん示されましたけれども、期限に縛られて最終結論を出さざるを得ないということだけは絶対に避けていただきたいというふうに思います。

この点について一つ確認したいのと、あともう一点、スケジュールについてなのですが、またこれから先の協議については、私はまず建設候補地が決まらなければ広域化についての結論が出せないのではないかとこのように、私はですよ、考えております。この新施設建設検討委員会の設置が議会に提案されたときの議事録、管理者答弁を振り返ってみますと、「広域にわたって参加を希望している自治体は、この中部環境のこの場所でごみ処理がなされるということを想定していると思う。ほかのところはまずないと思うので、これを十分考慮しながら進めていきたいと思っている。しかし、場所をどこにするかということは今ここで申し上げるわけにはいかないの、白紙というふうに答弁をしている」というふうに議事録のほうにありました。また、建設検討委員会の中には委員さんとして地元対策協議会の代表の方が3名入っております。こうした現状を見ると、事務局の今後の、これから先のスケジュールの中の、これから先の協議事項の案については、私は今のこの場所を新施設の建設候補地として考えられているのではないかとこのように感じたのですが、その点ちょっと伺いたいと思います。

あと情報提供についてなのですが、議会の報告と、またこのほかにはホームページ、組合の広報紙で情報提供していくということでご答弁いただいたのですが、議員に対しては議会の中でということなのですが、今組合のホームページ見ますと、協議事項が書かれているだけなのです。先日事務局にお話を伺いましたら、第2回の6月以降、先ほど管理者の諸報告にもありましたけれども、2カ月ごとに第4回まで終了しているということでしたけれども、今ホームページで公表されているのは第2回。また、議会で報告もしていくということだったので、議会も大体年3回程度ですか、開催されるのが、その都度の報告というふうになると思うのですが、建設検討委員会で議論された中身を把握するまでかなりのタイムラグが生じてしまうというふうに思うのです。このようなことから、検討委員会の傍聴ができればというふうに思うのです。

ども、会議の傍聴は可能かどうか伺いたいと思います。

○岡田恒雄議長 2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いします。

新井管理者。

○新井保美管理者 まず、放射能の汚染物質が搬入されるのではないかとという危惧でございますが、今のところ、調査はあったのですけれども、それを搬入してこちらで処分してほしいというふうなことはまだ現在来ておりませんし、それから国全体としても、汚染物質を地域外に持ち出して、それを国内に拡散させてしまうと、こういうふうなことはまず起こらないのではないかとというふうに考えております。しかしながら、議員さんご指摘のホームページで誤解を与えてしまうような状況があるとすれば、それは早期に是正してまいりたいというふうに考えます。

それから、新施設建設検討委員会に関しての建設地の関係でございますが、先般の議事録から管理者が申し上げたことについてお話をいただきましたけれども、現在でもその考えは全く変わっておりません。しかしながら、どこかに建設はしていかななくてはなりませんから、早期に、できるだけ地域の住民の理解を得ながら、安定的に進めていけるような状況をつくってまいりたいと、このように考えて努めているところでございます。

以上でございます。

○岡田恒雄議長 原事務局長。

○原 勇事務局長 もう一点の新施設建設検討委員会の傍聴はできないかというご質問でございますが、この件につきましては、委員長とご相談をして後ほど回答できるように、規約も委員会条例もございますので、そこに触れるものもございますので、慎重に対応していくには、やはりこの場ではできないという回答は避けさせていただいて、委員長との協議ということで、委員会のメンバーとの関連もございますので、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○岡田恒雄議長 2回目の答弁が終わりました。

杉田議員。

○13番 杉田しのぶ議員 それでは、再々質問をさせていただきたいと思いますが、被災地を支援するという意味では、瓦れきの受け入れを一切拒否しなさいという立場で質問をしているわけではないのですね、今回。被災地といっても3県ありますけれども、一切拒否をしてということで、その辺はちょっと誤解のないように今発言させていただいたのですけれども、先ほど管理者のほうから、誤った情報が流れているというような状況であるのであれば、これは是正しなくてはいけないというふうにご答弁をいただいたのですけれども、国のほうの動きも大分、短い期間の中で方向性というものがころころ、なかなか決められないでいるというようなことが現状としてあるのですけれども、もし今後国や県からこのようなお話があったときには、答弁にもありましたように、やはり住民の

皆さんの理解を得ながら、受け入れるか受け入れないかについて判断をしていただきたいというふうに思います。以前に鳥インフルエンザが鴻巣市で発生をしたときにも、近隣住民の方に相談をして結論を出されたということも聞いておりますので、事務局ですとか正副管理者判断で進められるということはないと思うのですけれども、まだ国のほう、政府のほうの方針もはっきりしていないということもありますので、あえて今発言させていただきました。ぜひ先ほどの答弁のように、近隣住民ですとか議員にもお話をいただいて、搬入の話、受け入れの話があった場合には対応していただきたいというふうに思います。この点については、そのようにするという点でしたので、答弁は結構です。

次に、新施設建設検討委員会の関係なのですけれども、私も今回、中部環境保全組合の議員として初めて質問させていただく中で、現在の施設周辺にお住まいの皆さんのご意見を伺ってまいりました。また、直接お話を伺えた方はまだ本当に数名なのですけれども、その中でも人それぞれさまざまな意見をお持ちであります。ただ、共通して言えることは、私が接触した範囲の中ではほとんどの方が、今のこの場所に新しい施設が建てられる方向で進んでいるのではないかということが共通した認識というか、私が話をする中で感じたことであります。また、これについては、反対の方もいれば、建設に反対はしないけれども賛成もしないと、賛成ではないという意見、また今の施設ができたことで周辺が整備をされてよかったという意見もありました。皆さんもご存じのとおり、25年前の裁判における和解条項、これが存在をしております。建設候補地を議論する上で、25年前の和解条項に対して中部環境としてはどのように受けとめて考えていくのかという点を私は明確にしておく必要があるのではないかとこのように思っております。

建設候補地の問題は、今行われている検討委員会でどこにするかという最終結論が出されると思うのですけれども、私も含め多くの組合議員は委員会の中で発言をする機会がありません。そういう中で検討委員会で出される最終結論でもありますので、前の施設整備検討委員会の提言書を見ますと、管理者は尊重して進めていくという立場にありますので、今回の新施設建設検討委員会でも結論が出たら、管理者はそれを尊重して進めていこうというふうに私は考えております。今の施設を例にすれば、28年が経過をしても、さまざまな見解の相違がある、建設候補地については周辺住民の合意が大前提であるということを改めて事務局に確認をさせていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。3回目なので、もし仮にこのような立場で進められないということであれば、その理由をあわせて伺いたいと思います。

長々になってしまったのですが、1つは、一番最初は答弁漏れがあったのですね、期限先にありきではなくて十分な議論が尽くされるように進めていただきたいということで答弁がいただけなかったその点と、あと25年前の和解条項に対して、中部環境として明確にするべきではないかと、どのように受けとめ、どのように考えているか、今答弁できなければ今後明確にしていくべきではないかということが2点目と、もう一点、最後が、住民の合意が大前提であるということを改めて確

認をしたいということ、その3点伺いたいと思います。

あわせて情報提供についてなのですが、委員長、委員会と協議をしてというお話だったのですけれども、中部環境で新施設の検討がされているということは住民の皆さんも知っているというふうに思います。私も中部環境の議員でありながら、住民に対して、進捗状況を聞かれたときに、今検討委員会で検討されているということだけでは私自身は、ちょっと言葉は悪いかもわからないのですけれども、一切丸投げで、すっかりお任せしていて、自分は進捗状況については全く把握できていませんと言うのが苦しいのですね、住民に聞かれたときに。確かに微妙な問題もあると思います。また、もしかしたら委員さんが自由に発言しにくくなるという面も、傍聴者がいることであるかもしれませぬ。けれども、私が思うには、自分の考えていること、もしくは疑問点などを出していただかないと十分な議論が尽くせないと思うので、責任ある委員の立場としては、傍聴のあるなしにかかわらず十分な議論をしていただきたいというふうに私は思っています。

また、一つ協議をする中で、委員長さん、委員会の皆さんと協議をする中で、いろんな心配点出ると思うのですけれども、うわさのひとり歩きということで心配であると思うのですが、根も葉もないうわさではなくて、検討委員会の中で協議をされた内容でありますので、正確な情報をホームページですとか広報紙に載せるということもあわせて行っていけばクリアできるというふうに考えますけれども、根も葉もないうわさで困っているということに比べれば、正確な情報を公表した中での住民の監視というか、そういったことでつなげられるというふうに、言葉がうまく言えないのですけれども、思うのですが、協議をされるときに、ぜひこういうことも一般質問の中であったということ伝えていただいて、傍聴についての結論は出していただきたいというふうに思います。

以上、お願いします。

〔「休憩」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 暫時休憩します。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時01分

○岡田恒雄議長 再開いたします。

3回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いします。

新井管理者。

○新井保美管理者 4点ご質問をいただきました。まず1点目の、委員さんの任期が2年の中で結論を出していただければいいというふうな希望を私は申し上げたわけですが、議員さんご指摘のとおり、2年が期限で、その2年内でどうしても結論を出していただきたいというふうなことでは当然ございません。必要な時間は十分にかけて、よい結論が出ることを期待しているわけでご

ざいます。

それから、2点目の和解条項に対してでございますが、中部環境といたしましては、中部環境とそれから債権者の皆様の間で結ばれた和解条項でございますから、この存在は尊重していかなければならないというのが基本でございます。

それから、立地に関して住民の合意が必要だということでございますけれども、住民の合意が一番大事なものだというふうに私も考えておりました、できればすべての方の合意をいただくというのが一番の基本であろうというふうに思います。

それから、新施設建設検討委員会の情報提供でございますが、これは必要な情報についてはできるだけ正確なものを早い時期に提供していくことが基本でございます。

○岡田恒雄議長 以上で杉田議員の質問は終了いたしました。

3番目の通告者、高橋節子議員の質問を許可いたします。

高橋節子議員。

○9番 高橋節子議員 議長の発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

件名1の新施設と委員会の審議状況について。管理者よりご報告がありましたし、またきょう全協、議会終了後、全協で報告をするというふうな報告がありました。また、先ほどからの杉田議員とのやりとりの中で大分わかってまいりましたが、私たち議員にとっては、一般の議員にとっては、検討委員会の中身がよくわからないというふうな状況があるわけです。4回目終了したということですので、きょうまた詳しく報告をいただくことになると思いますが、今さまざまやりとりの中でわかってきたことは、できれば2年間の中で方向性を見出していきたい、もうちょっと時間はかかるかもしれないというふうな話がありましたが、まず広域化と候補地の選定、この2つをとりあえず優先させていただいて答申をいただきたいというふうな答弁もありました。

①、要旨1として、新施設建設検討委員会での検討内容と進捗状況についてですが、大体大枠2つに絞ってくるのかどうなのか。条例の中には所掌事務としてたくさん述べられておりますけれども、ごみ処理基本計画にかかわる新施設の建設に関する事、それから広域化、また立地に関する事、ごみ処理施設の整備に関する事、資源化施設の整備に関する事、熱利用施設の整備に関する事、その他というふうにあります。まず2つに絞っていつてしまうのか、私は総合的にすべてを網羅して審議していくのかなというふうにも思っておりますが、その点について伺いたいと思います。

要旨2、委員の数、また部会とはということですが、委員の数は「25人以内をもって組織し」というふうにあります。25人の根拠というのは何なのか。今現在大変少ないのですけれども、今後ふやしていくというふうな状況があるとすれば、どんな状況なのか。それから、また部会とはということですが、「部会を置くことができる」というふうになっておりますが、どういう部会で、どう

いうタイミングでその部会の設置ということになるのか伺います。

要旨3、リサイクル施設のイメージはどんなものかということですが、5番の「資源化施設の整備に関すること」というふうにあります。以前に、10年、もっと前でしたか、リサイクルプラザというものを設置していくというふうな検討があり、審議会でしたか委員会でしたか、制度をつくっていくための議論も大分内部でありました。その以前検討したものととの整合性、それから関連はどのようになってくるのか伺います。

件名2、放射性物質の影響について伺います。要旨1、放射性物質は基準値以下と聞いております。また、きょうの管理者の報告の中にも、基準値以下でありますので、当組合はいい状態で太平洋セメントに搬入しているのだなということがわかりました。焼却灰や搬入物質の検査方法はどんな状況なのかということをお伺いしましたが、どんな検査方法をしているのか。例えば3月11日の震災の後、風向きとか、それから気流の関係で、どこにどういうふうに放射能が出てくるかわからないというふうな状況もあったというふうに思います。先ほど10月になってから軽井沢町では、保育園とか小学校の雨どいの下あたりの汚泥を調査したら、かなり高濃度の、ここでは1.7マイクロシーベルトの値が出てきました。それから、千葉県柏市とか松戸市などでも、千葉県のほうが多いのです。柏市では焼却灰、今のところ200トン保管している。それから松戸市では、草、それから枝を分別して搬入してもらっている。そういうふうな状況があるようなのですが、当組合ではどんな方法で検査をしているのかお伺いをいたします。

以上で1回目終わります。

○岡田恒雄議長 1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

新井管理者。

○新井保美管理者 それでは、高橋議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

新施設建設検討委員会での検討内容と進捗状況につきましては、お話にございましたように、6月1日の第2回新施設建設検討委員会では、広域化と建設候補地について、これが重要な中身になるわけですがけれども、またこのほかにも当組合への広域化の申し入れ等の状況、それから広域化した場合の施設規模の試算、それからごみ処理施設の建設に望ましい土地の条件などについて協議を進めていただいているわけございまして、この2つに絞るといふようなことではございませんで、広く建設に関してかわりのある事柄について検討していただくということでございます。

それから、委員の数、また部会についてのお尋ねでございますが、この委員会設置条例第3条におきまして、「委員25人以内をもって組織し」というふうに規定をいたしております。現在は13人の委員を委嘱しておりますけれども、今後広域化の枠組みが決まると、申し入れをされている市町村からも委員会に参加していただくこととなりますので、これらも想定して委員の数を25人以内というふうに規定をしております。

部会につきましては、現段階では設置はしておりませんが、今後専門事項について調査研究の必要性が出てきた場合、新施設建設検討委員会の中に部会が設置されるものでございます。

それから、リサイクル施設のイメージはどんなものかというお尋ねでございますけれども、当組合では15年の3月に、燃やせないごみ、不燃性粗大ごみ、有害ごみ、資源ごみ、これをリサイクルすることを目的とした施設といたしましてリサイクルプラザ実施基本計画書を策定をいたしましたけれども、平成15年10月の議会におきまして、リサイクルプラザは新しい焼却施設との併設が望ましいという見解が出されまして、凍結となったわけでございます。

このリサイクル施設につきましては、新施設建設検討委員会設置条例第2条第5号におきまして、資源化施設の整備に関することとして、新施設建設検討委員会の所掌事務となっております。現在、広域化と建設候補地を中心とした検討をしております、リサイクル施設に関しましては今後の検討内容ということになりますが、今後広域化に伴いまして地域の状況に適した検討をいただくものと、このように考えております。

それから、放射性物質につきましては、6月から毎月測定をいたしまして、ホームページでお知らせをしております。

焼却灰の検査方法につきましては、科学技術庁放射能測定マニュアルというマニュアルがございまして、このマニュアルに準拠した方法によるものでございます。直近で判明した結果につきましては、9月5日のものでございますけれども、一般的な埋め立て基準の値となっております8,000ベクレルを大きく下回っております、この焼却灰はセメント原料ということでもって太平洋セメントのほうにお願いしているわけですが、従来どおりの処理が現在可能でございます。なお、搬入物質の検査につきましては、その必要性が現在のところは認められないということで行っておりません。引き続き焼却灰の放射性物質測定を実施しまして、その結果につきましては今後も公表してまいります。

以上でございます。

○岡田恒雄議長 1回目の答弁が終わりました。

高橋節子議員。

○9番 高橋節子議員 ありがとうございます。それでは、2回目の質問をいたします。

検討委員会を設置しまして、いろいろな項目について検討していただくということになっていましたが、どこの範囲まで、細かい部分まで全部検討委員会で検討するのかということがいろいろと考えられるわけなのですが、例えば施設の規模とか、大切な内容とか、それから広域化の問題も検討してもらおうとありますけれども、執行機関として、管理者側として、主体的にこういうことはこんな方針でいきたいというふうなものがあるのもいいのかなというふうに思います。諮問するのだから、そっちの委員会で答申を出してくるのですけれども、しかしそれとは別に、大体の執行機関としての考え方も持っていったいいのではないかと。委員会との関係がどうなるかわかりませんが、

丸投げと言ったらちょっと語弊があるのですけれども、すべて委員会にとにかくお任せしてしまうのだというふうなことでもないだろうというふうな気がするのですが、その辺の委員会と執行機関との関係はどのようなふうに今後行っていくのかお伺いしたいと思います。

それから、要旨2の委員の数ですが、申し出ていただいている団体、これから構成団体がふえてきたときにまた増員ということになるというふうなご答弁でした。この中をちょっと見ますと、女性の委員さんが一人もいらっしゃらないのですね。地元で、例えば女性部の方とか、消費者団体の方とか、何か地域の方でもいらっしゃると思いますし、ごみに関する問題ですから、やはり女性の意見というものも聞いていただきたいと思うのですけれども、この辺で、女性が全くいないと、女性の委員さんが考えられなかったのかということに対してどうなのかということをお聞きいたします。

次の部会ということもかかわってくるのですが、部会の中に女性を入れて、細かいことを審議していただくということもあるかもしれませんが、部会は今のところ特に設置する時期ではないのか、考えられないのかどうなのかわかりませんが、その辺で部会との関連について、女性の委員さんはどうなのかということをお尋ねをいたします。

それから、要旨3、リサイクル施設のイメージですが、これは平成15年に、それまであった審議していた内容については、新しい施設ができたときと、一緒にするというでこれを凍結したというふうな答弁でしたが、それまで検討したリサイクルプラザの内容、かなり検討したと思うのです。私もそのとき委員に入っていましたから。それで、また全く白紙の状態でも別な形でやっていくのかどうなのか、一部内容についてはこの辺はやっぱり含んでいるのだということなのかどうなのか、場所についてはまだ白紙なのでしょうけれども、その辺であのとき何年も検討したと思うのですが、それは一体なんだったのかなというふうに思いますので、全く別な形なのか、白紙の状態なのか、それともこの部分はやっぱり引き継いでいくのだということなのか、その辺についてもう一度ご答弁をいただきたいと思います。

件名2ですが、ここの地域は放射性物質が出ていないということで安心しておりますが、測定方法というのは独自で、中部環境保全組合独自で機械を借り入れてやっているのか、それとも検査機関に依頼をして、1検体幾ら、これとこれとということで行っているのか、その辺についてお尋ねいたします。

○岡田恒雄議長 2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

新井管理者。

○新井保美管理者 まず、中部環境と新施設建設検討委員会とのかかわりですけれども、新施設の建設検討委員会を立ち上げる前に、施設整備検討委員会というのを設置して検討していただきました。そこで基本的な内容をどうというのが望ましいだろうということで提言していただきましたけれど

も、それを中部環境として方針を決めたところでございます。それは、施設の規模、それにつきましては30万人300トン以上が望ましいであろうと。それはなぜかといいますと、余熱を利用することで発電をすることができる。発電する際のCO₂の排出を抑制すると同時に、ごみを焼却をしてただ単にCO₂を放出してしまうというのではなくて、余熱を利用して発電をしよう、そういうふうな余熱の利用ができるためには300トン以上が望ましい。それから燃焼の方式、今現在さまざまな技術革新が起こっていますから、さまざまな方式があるわけですが、そういう中で最も経済的で自然負荷の少ない、そういうふうな環境によいものと考えております。あるいは余熱の利用ができる、そういうふうなことを基本がもう固まっておりますから、それらについて、新しい施設の建設検討委員会と中部環境の執行部と調整をしながら進めていただいておりますので、中部環境の考えていることと新施設建設検討委員会が考えていることでそごが生じるということはないと私は思っております。

それから、建設検討委員会の中に女性の委員がいたほうがいいと。私も高橋議員さんと全く同感でございます。しかしながら、この時点では女性の委員さんが出てこなかったものですから、また今後新しく委員さんを決めるようなときにはそういうところも配慮していかなくてはいけないなということでございます。

それから、3点目のリサイクルプラザの検討結果でございますけれども、これもやはり検討していくべきであろうというふうに思いますが、それにとらわれてしまわないほうがいいのではないかとというのが基本的な考えでございます。

それから、放射性物質の測定方法についてでございますが、先ほど申し上げましたように、中部環境独自のものではございませんで、科学技術庁放射能測定マニュアルというのがございまして、これに準拠した方法でございます。具体的には、詳しいことは私もよくわかりませんので、事務局のほうから答えさせます。

以上でございます。

○岡田恒雄議長 原事務局長。

○原 勇事務局長 先ほどの放射能の検査の関係でございますが、ほとんど管理者が答弁されました。マニュアルに基づき、独自でやっているのではなくて、委託しているものでございます。先ほど高橋議員さんの質問の中で、どのくらいなのかと金額のお言葉もあったかと思われまので、それは質問でなければお答えしないのですが、質問と認識してよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○原 勇事務局長 そうすると、当初の6月の1検体につきましては3万円、9月に、9月の5日を先ほど管理者がご報告されましたけれども、そのときは1万8,000円という委託料の減額をされております。

以上でございます。

○岡田恒雄議長 2回目の答弁が終わりました。

高橋議員。

○9番 高橋節子議員 ありがとうございます。今後、いいごみ処理を行っていくために、私たち議会も、それから執行機関も、いろいろと知恵を絞ってやっていかなければならないと思います。大分ここの何年かでごみが減ってまいりました。どこの自治体も減ってきたかなというふうに思うのですけれども、だから多分住民の皆さんの意識も変わってきたと、リサイクルしなければいけないということも大分傾向があるということでしょうけれども、また一方では景気の低迷によってごみが減ってくるというふうな現象もあるのだというふうに述べている人もおります。ですから、私たちはどうい場合でもごみを減量していく、リサイクルしていくということは大切な課題ではないかなというふうに思いますので、ここにあるリサイクル施設ということ今回あえて取り上げましたけれども、新施設とまた並行して、これらは今回広域化と、それから候補地の選定だけではないというふうな答弁がありましたので、リサイクルということはかなり重要に思っておりますので、その辺ももうちょっと、この中で検討するのか、部会を立ち上げて検討するのかよくわかりませんが、重点的にやっていただきたいと。新施設ということのを待っていたのではできませんね、これ、リサイクル施設も。リサイクルの効用というか、リサイクルの土壌というか、住民がリサイクルをしていきたいというふうなイメージがあったとしても、そういうおぜん立てをつくっていただければ、例えば緑のごみなんていうのは、管理者も今回川越ですか、見ていらしたということですが、緑のごみというのは春、秋かなり出るので。それを全部燃やしてしまっ灰になってしまうというのはもったいないし、ごみがふえてきますので、その辺ちょっとした空地があればできるかなと、そんなふうなこともありますので、検討委員会の中ででもいいですし、並行してもいいですから、その辺をきっちりと考えてやっていただきたいと。ですから、検討委員会の中でということでしたら、部会をつくっていただいて、そういうふうな検討もできないかなというふうに思いますが、その点だけ1件目は聞いておきたいと。2点目は結構です。

○岡田恒雄議長 3回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

事務局長。

○原 勇事務局長 3回目の質問でございますが、この件につきましては、部会をつくるべきだという高橋さんのご意見というふうな認識……

〔「方法もあると……」と言う人あり〕

○原 勇事務局長 方法があるということですね。ですから、先ほど管理者のご答弁の中にございましたけれども、専門分野になるとどうしてもこれは部会が必要になってくるかと認識しております。ですから、女性議員さんという件も踏まえての……

〔「委員」と言う人あり〕

○原 勇事務局長 委員ですか。ですから、そういうのは、難しい案件かなと思うのですが、今後新施設建設検討委員会で協議なされていくというふうに私ども事務局はとらえているのですが、ただ進捗状況によっては部会を設置していく方向で考えてくださると思われま

以上でございます。

○岡田恒雄議長 以上で高橋議員の質問は終了いたしました。

通告のありました一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

10時45分から再開いたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時45分

○岡田恒雄議長 会議を再開いたします。

ここで、白津代表監査委員の入室をお願いいたします。

〔監査委員入場〕

◎管理者提出議案の上程及び説明

○岡田恒雄議長 日程第7、管理者提出議案の上程及び説明を行います。

提出議案について、管理者にその説明を求めます。

新井管理者。

○新井保美管理者 それでは、議長の命により、提出議案のご説明を申し上げます。

議案第5号 専決処分の承認を求めることについては、川口市と旧鳩ヶ谷市の合併に伴う埼玉県市町村総合事務組合の規約変更であり、9月2日専決処分をさせていただきましたので、議会の承認を求めたいとするものであります。

議案第6号 埼玉中部環境保全組合個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、個人情報の漏えい等に対する罰則規定を設けたいとするものであります。

議案第7号 埼玉中部環境保全組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例については、審査会委員が職務上知り得た秘密を漏らした場合における罰則規定を設けたいとするものであります。

次に、議案第8号 平成23年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）について申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,274万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億8,111万3,000円といたしたいとするものであります。

歳入につきましては、繰越金1,921万7,000円、諸収入、受託事業収入1,352万4,000円の増額であります。歳出につきましては、議会費20万1,000円の減額、総務費、総務管理費、一般管理費952万

3,000円の減額、施設整備基金費3,809万4,000円の増額、衛生費、清掃費、清掃総務費7万1,000円の減額、事業対策費444万2,000円の増額であります。

次に、議案第9号 平成22年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について申し上げます。歳入総額は7億6,741万3,239円で、予算現額に対し499万3,239円の増であります。歳入の主なものといたしましては、分担金及び負担金6億510万1,000円、使用料及び手数料1億372万7,720円、前年度繰越金4,719万7,983円であります。

次に、歳出につきましては、支出済額7億4,319万5,801円、執行率97.48%であります。歳出の主なものといたしましては、総務費2億15万2,175円、衛生費5億3,709万1,509円であります。

以上、概要を申し上げましたが、監査委員さんのご意見を付し、議会の認定を賜りたいとするものであります。

以上、議案第5号から議案第9号までの5議案について、その概要を申し上げましたが、細部につきましては事務局長に説明いたさせますので、慎重なるご審議の上、原案のとおり可決、ご決定賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○岡田恒雄議長 以上で提出議案について管理者の説明が終わりました。

ここで、議案第9号 平成22年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定については、先般決算監査が実施されておりますので、代表監査委員にその報告をお願いいたします。

白津代表監査委員。

○白津吉英代表監査委員 こんにちは。代表監査委員をしております白津でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長さんのほうからご指名をいただきましたので、代表監査委員といたしまして決算審査についてご報告を申し上げたいと思います。

地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、去る8月25日に管理者から付されました平成22年度埼玉中部環境保全組合一般会計歳入歳出決算につきまして、組合議会から選出をされております内野監査委員さんとともに審査をさせていただきました。その結果、決算書及び附属書類につきましては、適正に作成されております。また、現金出納に伴います諸帳簿、それから関係書類等を照会いたしました結果、計算数値には誤りはなく、その内容も適切に処理されていることを認めましたので、ここにご報告を申し上げます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○岡田恒雄議長 どうもありがとうございました。

ここで暫時休憩といたします。

引き続き全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いをいたします。

休憩 午前10時51分

〔監査委員退場〕

再開 午前 11 時 15 分

○岡田恒雄議長 会議を再開いたします。

◎議案第 5 号の説明、質疑、討論、採決

○岡田恒雄議長 日程第 8、議案第 5 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

原事務局長。

○原 勇事務局長 議案第 5 号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の規約の変更及び財産処分について、埼玉県市町村総合事務組合から平成23年9月26日までに議決書の提出を求められておりましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年9月2日専決処分をさせていただきました。地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めたいとするものであります。

本議案は、川口市と鳩ヶ谷市が平成23年10月11日に合併することに伴う改正で、鳩ヶ谷市は埼玉県市町村総合事務組合に加入しておりましたが、川口市が加入していないため、鳩ヶ谷市が総合事務組合から脱退することになり、総合事務組合同規約から鳩ヶ谷市を削除するものであります。

また、地方自治法第7条第5項の規定により、総合事務組合の財産は、鳩ヶ谷市の脱退にかかわらず、同組合に帰属させるというものであります。

議案第 5 号資料、新旧対照表をお願いいたします。別表第 1 は、総合事務組合を組織する地方公共団体、別表第 2、第 4 条第 1 号に掲げる事務は、退職手当に関する事務、第 4 条第 2 号に掲げる事務は、災害に対する補償に関する事務、別表第 3、第 6 条関係は、組合議員の定数及び選挙の方法であります。別表第 1、別表第 2、第 4 条第 1 号に掲げる事務の項、第 4 条第 2 号に掲げる事務の項及び別表第 3、第 1 区の項中、「入間市 鳩ヶ谷市」を「入間市」に改めるものでございます。

この規約は、平成23年10月11日から施行したものでございます。

なお、現在、埼玉県市町村総合事務組合には35市23町1村37一部事務組合の96団体が加入しており、未加入は、川口市、さいたま市、行田市、川越市の4団体でございます。

以上でございます。

○岡田恒雄議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 質疑なしと認めます。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○岡田恒雄議長 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり承認されました。

◎議案第6号の説明、質疑、討論、採決

○岡田恒雄議長 日程第9、議案第6号 埼玉中部環境保全組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

原事務局長。

○原 勇事務局長 議案第6号 埼玉中部環境保全組合個人情報保護条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

当組合は、平成15年4月に埼玉中部環境保全組合個人情報保護条例を施行し、個人情報の適正な取り扱いと個人情報保護対策を図ってまいりました。当組合における個人情報の適正な取り扱いに関する責務及び個人情報保護に対する住民の信頼をより確保するため、実施機関の職員、受託事務

の従事者による個人情報の漏えいに対して、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の罰則規定の内容を踏まえ、構成市町の個人情報保護条例に規定されている罰則と同等の罰則規定を新たに設けたいとするものであります。

裏面の議案第6号資料、新旧対照表をお願いいたします。目次中「第6章 補則（第32条—第37条）」を「第6章 補則（第32条—第37条） 第7章 罰則（第38条—第41条）」に改め、第2条第2号中「又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を削る。第2条第2号の改正は、さいたま地方検察庁と事前協議の際、当組合の個人情報保護条例には必要ないとして、さいたま地方検察庁から指摘を受け、削除するものであります。

第11条第2項中「受託」を「委託」に改める。この改正は、字句の整備であります。

本則に次の1章を加えるものであります。

第7章 罰則

第38条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第11条第3項の個人情報取扱事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第39条 前条に規定する者が、その職務又は個人情報取扱事務に関して知り得た公文書に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第40条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第41条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

この条例は、平成24年4月1日から施行いたしたいとするものでございます。

なお、構成市町では、鴻巣市と吉見町が平成18年に、北本市が平成19年に罰則規定が整備されており、近隣の一部事務組合の埼玉県央広域事務組合は平成23年4月1日から施行しており、北本地区衛生組合は平成24年4月1日の施行を予定しているとのこととございます。

以上でございます。

○岡田恒雄議長 以上で細部説明が終わりましたので、質疑を求めます。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○岡田恒雄議長 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の説明、質疑、討論、採決

○岡田恒雄議長 日程第10、議案第7号 埼玉中部環境保全組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

原事務局長。

○原 勇事務局長 議案第7号 埼玉中部環境保全組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

埼玉中部環境保全組合情報公開・個人情報保護審査会は、不服申し立てについての調査、審議を行います。審査会委員が職務上知り得た秘密を漏らした場合について、現条例では第12条で守秘義務を規定しているものの、守秘義務違反に対する罰則の規定はございませんので、新たに罰則規定を設け、より一層守秘義務の徹底を図りたいとするものでございます。

議案第7号資料、新旧対照表をお願いいたします。

第13条の次に次の1条を加える。

(罰則)

第14条 第12条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

この条例は、平成24年4月1日から施行いたしたいとするものでございます。

以上でございます。

○岡田恒雄議長 以上で細部説明が終わりましたので、これより質疑を求めます。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○岡田恒雄議長 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の説明、質疑、討論、採決

○岡田恒雄議長 日程第11、議案第8号 平成23年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

原事務局長。

○原 勇事務局長 議案第8号 平成23年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

裏面の1ページをお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,274万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,111万3,000円といたしたいとするものであります。

事項別明細書によりご説明申し上げますので、5ページをお願いいたします。歳入の5款繰越金、1節繰越金につきましては、1,921万7,000円を追加し、2,421万7,000円といたしたいとするものであります。

6款諸収入、2項受託事業収入、1節ごみ処理受託事業収入につきましては、小川地区衛生組合からごみ処理受託の依頼があり、処理費トン当たり1万8,000円で家庭系ごみ751.4トンを受託いたしましたものであります。よって、1,352万4,000円を追加いたしたいとするものであります。

歳出についてご説明申し上げますので、6ページをお願いいたします。1款議会費、1目議会費、1節報酬及び3節職員手当等につきましては、4月の統一地方選挙により選出議員の交代があり、報酬は日割り計算させていただいておりますので、議員報酬8万4,000円、議員期末手当22万8,000円を減額いたしたいとするものであります。

9節旅費、14節使用料及び賃借料につきましては、議会行政視察の交通手段を当初予算では旅費で計上させていただきましたが、バスで行くこととなりましたので、研修旅費28万8,000円を減額し、バス借上料39万9,000円増額いたしたいとするものであります。

2款総務費、1目一般管理費、2節給料につきましては、本年4月1日で庶務課職員を建設推進室へ1名配置がえをいたしましたので、501万4,000円を減額するものであります。

3節職員手当等254万8,000円の減額につきましては、扶養手当は扶養が1名減したため13万6,000円の減額、地域手当16万1,000円の減額から勤勉手当65万6,000円までの減額につきましては、主に職員の配置がえにより事業対策費へ組み替えさせていただくものであります。

4節共済費、職員共済組合負担金168万4,000円の減額につきましても、主に事業対策費に組み替えをするものであります。公務災害補償基金負担金につきましては、負担金徴収率の変更により、4,000円の増額をいたしたいとするものであります。

9節、11万1,000円の減額につきましては、議会行政視察のバス借上料として、正副管理者及び事務局2名、計5名分を1款議会費、14節使用料及び賃借料に組み替えをいたしたいとするものであります。

19節負担金、補助及び交付金につきましては、総務課職員1名の昇格に伴い、4万1,000円の増額をいたしたいとするものであります。

27節公課費、公害健康被害補償予防協会賦課金につきましては、汚染負荷量賦課金の確定に伴い、21万4,000円を減額するものであります。

3目施設整備基金費、25節積立金につきましては、3,809万4,000円を施設整備基金に積み立てをいたしたいとするものであります。なお、補正後の施設整備基金は、約11億1,770万円であります。

7ページをお願いいたします。3款衛生費、1目清掃総務費、3節職員手当等、住居手当は、施設課職員1名が借家から持ち家となりましたので17万8,000円の減額、通勤手当は同職員の通勤距離延長により1万9,000円の増額をいたしたいとするものであります。管理職手当14万6,000円、期末手当1,000円、勤勉手当1,000円につきましては、本年4月1日から埼玉中部環境保全組合職員の管理職手当の支給に関する規則の改正により増額をいたしたいとするものであります。子ども手当につきましては、子ども手当の支給等に関する特別措置法が10月1日から改正されているため、8,000円を増額をいたしたいとするものであります。

4節共済費、職員共済組合負担金は、負担金徴収率の変更により、6万8,000円を減額をいたしたいとするものであります。

3目事業対策費、2節給料723万6,000円の減額、3節職員手当等334万8,000円の減額、4節共済費232万5,000円の減額及び19節負担金、補助及び交付金1,735万1,000円の増額につきましては、4月1日から設置した建設推進室職員3名の人件費に関する補正であります。なお、鴻巣市、北本市からの派遣職員の給料及び職員手当等は、年度末に負担金として各市にお支払いすることとしております。主に組み替えによる補正であります。

以上でございます。

○岡田恒雄議長 以上で細部説明が終わりましたので、これより質疑を求めます。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○岡田恒雄議長 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の説明、質疑、討論、採決

○岡田恒雄議長 日程第12、議案第9号 平成22年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定についてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

原事務局長。

○原 勇事務局長 この細部説明につきましては、先ほど全員協議会を開かせていただいておりますので、先ほど説明させていただきましたとおりでございます。

以上でございます。

○岡田恒雄議長 以上で説明が終わりましたので、質疑を求めます。

質疑はございませんか。

杉田議員。

○13番 杉田しのぶ議員 済みません。1点お伺いしたいと思います。

15ページなのですが、19節の負担金、補助及び交付金の上から2段目の荒川荘利用負担金ということで、先ほど説明があったのですが、川島町の60歳以上の利用者に対し、地元対策として負担をしているお金だということで、388人分ということで説明があったのですが、このほかに、初めて入ったものでわからないので質問させていただいているのですが、川島町に対して地元の対策として、この決算の中で対応されていることがあったら教えていただきたいと思っております。

○岡田恒雄議長 原事務局長。

○原 勇事務局長 18ページをごらんになっていただきたいと存じます。18ページの中に、16節原

材料費10万2,690円という支出をしておりますが、これは今、杉田議員さんのご質問の、その前の川島町の砂利、土手が主なのですが、そのところに地元の方々が、自分たちでやるからということで区長さんから随分前から申し出があつて、原材料費を組ませていただいて、砂利の提供をしております。労力は川島町の地域の方々が率先してやっているというふうに伺っております。

ですから、もう一度繰り返しますと、川島町の住民のほうから以前要望があつて、砂利を提供しているというのが川島町に対する地元対策の一環でございます。

以上でございます。

○岡田恒雄議長 杉田議員。

○13番 杉田しのぶ議員 19ページの道路敷砂利について今ご説明をいただいたのですけれども、砂利ですので、減ってくるというか、そういうこともあると思うのです。一度敷いても、また敷くことが必要になってくるということもあると思うのですけれども、これは毎年行われていることなのでしょうか。22年度に限って……ごめんなさい、見てこなくて申しわけないのですけれども、願います。

○岡田恒雄議長 原事務局長。

○原 勇事務局長 この案件については、毎年実施させていただいております。

以上でございます。

○岡田恒雄議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○岡田恒雄議長 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり認定されました。

◎議会行政視察研修の実施について

○岡田恒雄議長 日程第13、議会行政視察研修の実施についてを議題といたします。

視察内容について事務局長より説明をお願いいたします。

原事務局長。

○原 勇事務局長 議会行政視察研修（案）についてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。期日は平成23年11月15日、16日の1泊2日であります。視察先は、15日、愛知県名古屋市「五条川工場」、16日、愛知県海部地区環境事務組合「八穂クリーンセンター」であります。

2ページをお願いいたします。15日、埼玉中部環境センターを7時集合出発であります。五条川工場を14時30分から2時間の視察を予定しております。宿泊先には17時15分到着予定であります。16日、8時に出発し、八穂クリーンセンターを9時から2時間の視察を予定しております。当センターに18時30分到着予定であります。

視察先の詳細につきましては、3ページに記載してございますが、当組合では新施設の建設に向けて広域化を検討中でございます。本年度の視察先は、施設整備検討委員会の施設規模300トン以上の提言を踏まえ、330トンの施設と560トンの施設の2カ所を計画させていただきました。

以上でございます。

○岡田恒雄議長 ただいま事務局長より視察内容について説明がありましたが、何か質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの説明のとおり、会議規則第89条の規定により、議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、説明のとおり派遣することに決定いたしました。

皆様全員のご参加をよろしくお祈りを申し上げます。

◎閉会中の継続審査の件

○岡田恒雄議長 日程第14、閉会中の継続審査の件について議題といたします。

中野議会運営委員長から、地方自治法第109条の2第5項の規定により、次の議会の会期日程等、

議会運営に関する事項について閉会中の継続審査としたいとの申し出がありました。

お諮りいたします。中野議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○岡田恒雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

◎管理者あいさつ

○岡田恒雄議長 以上で、本定例会に提案されました議事はすべて終了いたしました。

ここで管理者から発言を求められておりますので、許可をいたします。

新井管理者。

○新井保美管理者 議長のお許しをいただきましたので、一言御礼を申し上げます。

本議会にご提案申し上げました議案につきまして、慎重ご審議をいただき、原案のとおり可決、ご決定をいただき、まことにありがとうございました。

当センターは、地元の皆様、議員各位のご理解をいただきまして順調に運転をさせていただいているところでございますが、供用開始以来28年目を迎えておりまして、施設も老朽化が進んでおります。

諸報告で申し上げましたが、新施設建設検討委員会は、これまでに視察を含め4回開催されており、慎重なる協議検討が進められております。困難な所掌事務もございしますが、新施設建設に向けまして、なるべく早い時期にご提言をいただきたいと考えております。

今後も地域の皆様と協調し、良好な施設運営に努めてまいりますので、議員各位のより一層のご指導、ご協力をお願い申し上げますとともに、今後のご活躍とご健勝を祈念申し上げまして、閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○岡田恒雄議長 ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○岡田恒雄議長 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成23年第3回埼玉中部環境保全組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午前11時49分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成23年10月20日

議 長 岡 田 恒 雄

署 名 議 員 中 野 昭

署 名 議 員 渡 邊 良 太

署 名 議 員 現 王 園 孝 昭